

昭和三十一年運輸省令第四十三号

動力車操縦者運転免許に関する省令

鉄道営業法(明治三十三年法律第六十五号) 第二十二条

軌道法(大正十年法律第七十六号) 第四条及び同法第三十一条の規定により準用され

る第十四条の規定に基き、動力車操縦者運転免許に関する省令を次のように定める。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 運転免許(第三条・第六条)

第三章 動力車操縦者試験(第七条・第十一条)

第四章 運転免許証の再交付等(第十二条・第十五条)

第五章 動力車操縦者養成所(第十六条・第二十一条)

第六章 雜則(第二十二条)

附則

第一章 総則

(この省令の目的)

第一条 この省令は、鉄道、軌道及び無軌条電車における動力車操縦者の運転免許に関する制度を定め、もつて動力車操縦者の資質の向上及び輸送の安全の確保を図ることを目的とする。

(動力車の定義)

第二条 この省令において、動力車とは、鉄道及び軌道における蒸気機関車、電気車(電気機関車、電車、蓄電池機関車及び蓄電池電車をいう。)及び内燃車(内燃機関車及び内燃動車をいう。)並びに無軌条電車をいう。

(運転免許)

運転免許

第三条 鉄道、軌道及び無軌条電車の係員は、地方運輸局長の運転免許を受けた後でなければ、動力車を操縦してはならない。ただし、運転見習中の係員が運転免許を受けた者と当該運転免許に係る動力車に同乗してその直接の指導を受ける場合又は本線を支障するおそれがない側線において移動する場合は、この限りでない。

地方運輸局長は、動力車の安全な操縦に必要な限度において、運転免許に、運転免許を受けた者の身体の状態又は動力車の操縦に関する知識若しくは技能に応じ、その者が行うことがきる動力車の操縦の範囲を限定し、その他動力車を操縦するについて必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

第一項の規定による運転免許は、動力車操縦者試験(以下「試験」という。)に合格した者に対し運転免許証を交付して、これを行ふ。

第五条 運転免許を受けようとする者は、地方運輸局長に、次の事項を記載した運転免許申請書

一 本籍(外国人にあつては、国籍。以下同じ。)及び現住所

4 前項の運転免許証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 運転免許の種類

二 運転免許の番号

三 氏名、生年月日及び性別

四 運転免許の年月日

五 所属事業者名

六 運転免許に条件を付したときは、その条件

5 第三項の運転免許証の様式は、第一号様式による。

6 地方運輸局長は、運転免許を受けた者の身体の状態に關し、動力車を操縦するについて必要な条件を付し、又はその条件の内容を変更する必要があると認めたときは、当該運転免許を受けた者に対し、第三項の運転免許証及び身体検査の結果を明らかにする書類の提出を求めることができる。

(運転免許の種類)

第四条 運転免許の種類は、次に掲げるとおりとする。

一 甲種蒸気機関車運転免許

二 甲種電気車運転免許

三 甲種内燃車運転免許

四 新幹線電気車運転免許

五 第一種磁気誘導式電気車運転免許

六 第二種磁気誘導式電気車運転免許

七 第一種磁気誘導式内燃車運転免許

八 第二種磁気誘導式内燃車運転免許

九 乙種蒸気機関車運転免許

十 乙種電気車運転免許

十一 乙種内燃車運転免許

十二 無軌条電車運転免許

2 前項各号に掲げる運転免許を受けた者は、それぞれ別表一に定める種類の動力車を操縦することができる。ただし、軌道経営者が軌道運転規則(昭和二十九年運輸省令第二十二号)第六条の二の規定の適用に關し軌道運転規則第二条第一項ただし書の規定により国土交通大臣の許可を受けた場合は、当該許可によつて認められた運転免許を受けた者に限り、当該許可に係る間を運行する動力車を操縦することができる。

(運転免許の申請)

第三条 動力車の操縦に関する法律若しくはこれに基づく命令又は運転免許に付した条件に違反したとき、同一表の下欄に掲げる基準に適合しないこととなつたとき、又はそのおそれが生じたとき。

(運転免許の取消等)

第六条 地方運輸局長は、運転免許を受けた者が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するとして認めたときは、運転免許の取消又は停止をすることができる。

(運転免許の取消等)

第一項 地方運輸局長は、運転免許を受けた者が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するとして認めたときは、運転免許の取消又は停止をすることができる。

一 動力車の操縦に関する法律若しくはこれに基づく命令又は運転免許に付した条件に違反したとき。

二 別表二の上欄に掲げる項目についてそれぞれ同表の下欄に掲げる基準に適合しないこととなつたとき、又はそのおそれが生じたとき。

三 地方運輸局長は、前項の規定による処分に係る聴聞を行ふに當たつては、あらかじめ、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

四 前項の通知を行行政手続法第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間に下回つてはならない。

五 前項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間に下回つてはならない。

六 前項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間に下回つてはならない。

七 前項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間に下回つてはならない。

八 前項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間に下回つてはならない。

九 前項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間に下回つてはならない。

十 前項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間に下回つてはならない。

十一 前項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間に下回つてはならない。

十二 前項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間に下回つてはならない。

二 氏名、生年月日及び性別

三 所属事業者名

四 受けようとする運転免許の種類

五 試験の一部又は全部の免除を受けようとする者にあつてはその旨

六 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの申請者の写真(以下「免許用写真」という。)二枚(第九条の規定により試験の全部の免除を受けようとする者については、一枚)を添付しなければならない。

二 十歳未満の者及び運転免許の取消を受けた日から起算して一年を経過しない者

三 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

四 動力車の操縦に関する技能試験

五 前項第二号及び第三号の試験は同項第一号の試験に合格した者に対するもの

六 同項第二号及び第三号の試験に合格した者に対するもの

七 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

八 動力車の操縦に関する技能試験

九 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

十 動力車の操縦に関する技能試験

十一 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

十二 動力車の操縦に関する技能試験

十三 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

十四 動力車の操縦に関する技能試験

十五 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

十六 動力車の操縦に関する技能試験

十七 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

十八 動力車の操縦に関する技能試験

十九 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

二十 動力車の操縦に関する技能試験

二十一 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

二十二 動力車の操縦に関する技能試験

二十三 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

二十四 動力車の操縦に関する技能試験

二十五 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

二十六 動力車の操縦に関する技能試験

二十七 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

二十八 動力車の操縦に関する技能試験

二十九 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

三十 動力車の操縦に関する技能試験

三十一 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

三十二 動力車の操縦に関する技能試験

三十三 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

三十四 動力車の操縦に関する技能試験

三十五 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

三十六 動力車の操縦に関する技能試験

三十七 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

三十八 動力車の操縦に関する技能試験

三十九 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

四十 動力車の操縦に関する技能試験

四十一 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

四十二 動力車の操縦に関する技能試験

四十三 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

四十四 動力車の操縦に関する技能試験

四十五 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

四十六 動力車の操縦に関する技能試験

四十七 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

四十八 動力車の操縦に関する技能試験

四十九 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

五十 動力車の操縦に関する技能試験

五十一 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

五十二 動力車の操縦に関する技能試験

五十三 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

五十四 動力車の操縦に関する技能試験

五十五 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

五十六 動力車の操縦に関する技能試験

五十七 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

五十八 動力車の操縦に関する技能試験

五十九 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

六十 動力車の操縦に関する技能試験

六十一 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

六十二 動力車の操縦に関する技能試験

六十三 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

六十四 動力車の操縦に関する技能試験

第三章 動力車操縦者試験

(受験資格)

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

一 二十歳未満の者

二 運転免許の取消を受けた日から起算して一年を経過しない者

三 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

四 動力車の操縦に関する技能試験

五 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

六 動力車の操縦に関する技能試験

七 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

八 動力車の操縦に関する技能試験

九 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

十 動力車の操縦に関する技能試験

十一 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

十二 動力車の操縦に関する技能試験

十三 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

十四 動力車の操縦に関する技能試験

十五 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

十六 動力車の操縦に関する技能試験

十七 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

十八 動力車の操縦に関する技能試験

十九 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

二十 動力車の操縦に関する技能試験

二十一 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

二十二 動力車の操縦に関する技能試験

二十三 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

二十四 動力車の操縦に関する技能試験

二十五 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

二十六 動力車の操縦に関する技能試験

二十七 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

二十八 動力車の操縦に関する技能試験

二十九 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

三十 動力車の操縦に関する技能試験

三十一 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

三十二 動力車の操縦に関する技能試験

三十三 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

三十四 動力車の操縦に関する技能試験

三十五 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

三十六 動力車の操縦に関する技能試験

三十七 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

三十八 動力車の操縦に関する技能試験

三十九 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

四十 動力車の操縦に関する技能試験

四十一 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

四十二 動力車の操縦に関する技能試験

四十三 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

四十四 動力車の操縦に関する技能試験

四十五 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

四十六 動力車の操縦に関する技能試験

四十七 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

四十八 動力車の操縦に関する技能試験

四十九 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

五十 動力車の操縦に関する技能試験

五十一 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

五十二 動力車の操縦に関する技能試験

五十三 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

五十四 動力車の操縦に関する技能試験

五十五 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

五十六 動力車の操縦に関する技能試験

五十七 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

五十八 動力車の操縦に関する技能試験

五十九 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

六十 動力車の操縦に関する技能試験

六十一 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

六十二 動力車の操縦に関する技能試験

六十三 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

六十四 動力車の操縦に関する技能試験

六十五 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

六十六 動力車の操縦に関する技能試験

六十七 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

六十八 動力車の操縦に関する技能試験

六十九 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

七十 動力車の操縦に関する技能試験

七十一 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

七十二 動力車の操縦に関する技能試験

七十三 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

七十四 動力車の操縦に関する技能試験

七十五 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

七十六 動力車の操縦に関する技能試験

七十七 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

七十八 動力車の操縦に関する技能試験

七十九 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

八十 動力車の操縦に関する技能試験

八十一 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

八十二 動力車の操縦に関する技能試験

八十三 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

八十四 動力車の操縦に関する技能試験

八十五 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

八十六 動力車の操縦に関する技能試験

八十七 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

八十八 動力車の操縦に関する技能試験

八十九 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

九十 動力車の操縦に関する技能試験

九十一 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

九十二 動力車の操縦に関する技能試験

九十三 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

九十四 動力車の操縦に関する技能試験

九十五 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

九十六 動力車の操縦に関する技能試験

九十七 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

九十八 動力車の操縦に関する技能試験

九十九 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

一百 動力車の操縦に関する技能試験

一百一 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

一百二 動力車の操縦に関する技能試験

一百三 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

一百四 動力車の操縦に関する技能試験

一百五 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

一百六 動力車の操縦に関する技能試験

一百七 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

一百八 動力車の操縦に関する技能試験

一百九 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

一百十 動力車の操縦に関する技能試験

一百一十一 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

一百一十二 動力車の操縦に関する技能試験

一百一十三 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

一百一十四 動力車の操縦に関する技能試験

一百一十五 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

一百一十六 動力車の操縦に関する技能試験

一百一十七 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験

一百一十八 動力車の操縦に関する技能試験

一百一十九 動

う。)の講習課程を修了した者であつて、修了後二年を経過しないもの

二　学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)による高等学校(旧中学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による工業学校を含む。)又はこれと同等以上の学校の機械科、電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該科又は当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)であつて、在学中自動車の構造及び機能に関する科目を修得したもの

三　運転免許を受けている者であつて、他の種類の運転免許を受けようとするもの

四　道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第八十四条第四項の大型自動車第一種免許を受けている者

第五条 第八条第一項第一号から第三号までに掲げる試験に合格した者であつて、同項第四号に掲げられる試験に不合格となつたものについては、その者が同種の運転免許に関する試験を受ける場合において、引き続き行う当該試験の一回に限り同項第一号及び第三号の試験を免除する。

(試験の施行)

第六条 試験は、運転免許の種類ごとに、原則として毎年二回行うものとする。

2 地方運輸局長は、試験の期日及び場所その他試験に関して必要な事項を、試験の都度公示しなければならない。

第十一条 削除

第十二条 (運転免許証の再交付等)

(運転免許証の再交付)

2 本籍の記載のある住民票の写し(外国人にあつては、国籍、氏名、生年月日及び性別を証する本国籍官の證明書)。ただし、本国領事官の証明書を提出できない者があつては、権限ある機関が発行するこれらの事項を證明する書類とする。)及び免許用写真一枚を添附しなければならない。

第十三条 (運転免許証記載事項の変更の記入)

当該変更の事実を証明する書類及び当該運転免許証を添えて地方運輸局長に申請書を提出して、運転免許証記載事項の変更の記入の申請をしなければならない。

(運転免許証の返納等)

第十四条 運転免許を受けた者は、次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく、運転免許証を地方運輸局長に返納しなければならない。

一 免許が取り消されたとき。

二 運転免許証の再交付を受けたとき。

三 運転免許を受けた者は、運転免許が停止されたときは、遅滞なく、運転免許証を地方運輸局長に提出し、その旨の記載を受けなければならない。

第十五条 地方運輸局長は、動力車操縦者運転免許原簿（以下「原簿」という。）を設け、運転免許証を交付したときは、次の各号に掲げる事項を原簿に記載しなければならない。

一 運転免許の種類

二 運転免許の番号

三 本籍

四 氏名、生年月日及び性別

五 運転免許の年月日

六 所属事業者名

七 運転免許に条件を付したときは、その条件

2 地方運輸局長は、次に掲げる処分をしたときは、その旨及び処分の年月日を原簿に記載しなければならない。

一 第三条第二項の規定による運転免許の条件の付与又は変更

二 第六条第一項の規定による運転免許の取消又は停止

三 第十二条の規定による運転免許証の再交付

四 第十三条の規定による運転免許証記載事項の変更の記入

五 前条の規定による運転免許証の受納

第十六条 動力車操縦者養成所

(講習課程の種類)

一 第一类甲種蒸気機関車運転講習課程

二 第二类甲種蒸気機関車運転講習課程

三 第一类甲種電気車運転講習課程

四 第一类甲種電気車運転講習課程

六 第一類甲種内燃車運転講習課程
第一類甲種内燃車運転講習課程

七 第一類新幹線電気車運転講習課程
第一類新幹線電気車運転講習課程

八 第一類乙種蒸気機関車運転講習課程
第一類乙種蒸気機関車運転講習課程

九 第一類乙種電気車運転講習課程
第一類乙種電気車運転講習課程

十 第二類乙種電気車運転講習課程
第二類乙種電気車運転講習課程

十一 第二類乙種電気車運転講習課程
第二類乙種電気車運転講習課程

十二 第二類乙種電気車運転講習課程
第二類乙種電気車運転講習課程

十三 第二類乙種内燃車運転講習課程
第二類乙種内燃車運転講習課程

十四 第二類無軌条電車運転講習課程
第二類無軌条電車運転講習課程

十五 第二類無軌条電車運転講習課程
第二類無軌条電車運転講習課程

(指定の申請)

第十七条 養成所の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、地方運輸局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 養成所の名称及び所在地

二 養成所の代表者の氏名及び住所

三 養成所の講習課程の種類

四 教室その他の講習の用に供する場所についての収容人員及び平面図をもつて示す規模

五 主任教師（講習課程における責任者をいいう。）の氏名、略歴及び職務の内容

六 前号の主任教師以外の教師の氏名、略歴、担当科目、担当時間及び専任又は兼任の別（養成所の教師としての職務以外の職務を兼ねているかどうかの別をいう。）

七 教科書の概要並びに動力車の部品その他の教材の名称及び数量

八 学科講習の科目及び各科目ごとの講習時間

九 学科試験の科目及び合格基準

十 身体検査の検査項目及び合格基準

十一 適性検査の検査方法及び合格基準

十二 技能講習の科目及び各科目ごとの講習時間（第一類の講習課程に限る。）

十三 技能試験の科目、方法及び合格基準（第一類の講習課程に限る。）

一 以上的講習課程を設ける養成所にあつては、前項第四号から第十三号までに掲げる事項は、講習課程別に記載しなければならない。

二 以上的講習課程を設ける養成所においては、前項の申請書には、養成所において使用する教科書を添附しなければならない。

（講習課程の変更等）

第十八条 養成所の指定を受けた者は、次に掲げる場合は、新設又は変更に係る講習課程の種類、新設する講習課程又は変更後の当該講習課程に関する前条第一項第四号から第十三号まで

由に掲げる事項及び新設又は変更を必要とする理
由を講習課程別に記載した申請書を国土交通大
臣に提出し、その承認を受けなければならない。
この場合において、当該申請書には、当該
講習課程において使用する教科書を添付しなけ
ればならない。

一 養成所に講習課程を新設しようとするとき
二 講習課程の種類を変更しようとするとき
(第三項第三号に該当するときを除く。)
三 養成所の指定を受けた者は、次に掲げる場合
は、変更の内容及び変更を必要とする理由を記
載した申請書を地方運輸局長に提出し、その承
認を受けなければならない。

一 主任教師又はその職務の内容を変更する時
二 学科講習の科目又は科目ごとの講習時間を
減らすとき。
三 学科試験の科目を減らすとき又は学科試験
の合格基準を変更するとき。

四 身体検査の検査項目又は合格基準を変更す
るとき。

五 適性検査の検査方法又は合格基準を変更す
るとき。

六 技能講習の科目又は科目ごとの講習時間を
減らすとき。

七 技能試験の科目を減らすとき又は技能試験
の方法若しくは合格基準を変更するとき。

八 養成所の指定を受けた者は、次に掲げる場合
は、速やかに、その旨を国土交通大臣に届け出
なければならない。

一 養成所を廃止したとき。

二 一以上の講習課程を廃止したとき。

三 講習課程の種類の変更が同種の運転免許に
係る講習課程の種類相互間におけるもので第
一類のものから第二類のものに変更したもの
であるとき。

四 前条第一項第一号又は第一号に掲げる事項
を変更したとき。

五 養成所の指定を受けた者は、前条第一項各号
に掲げる事項のうち前三項各号に掲げる事項以
外の事項を変更したときは、速やかに、その旨を
地方運輸局長に届け出なければならない。こ
の場合において、当該届出が教科書の概要の変
更に係るものであるときは、変更後の教科書を
添付しなければならない。

1 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
(経過措置)

附 則（平成九年三月二一日運輸省令第
一五号）

附則（平成一六年一二月二日国土交通省令第九六号）

2	この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。 (経過措置)	1	この省令は、平成九年三月二一日運輸省令第2号(平成九年七月一〇日運輸省令第二号)の施行期日
2	この省令の施行前にした申請に係る手数料に関するは、なお従前の例による。	1	この省令は、平成九年四月一日から施行する。 (経過措置)
附 則 (平成三年三月二二日運輸省令第二号)	この省令は、公布の日から施行する。	附 則 (平成一二年三月二二日運輸省令第九号)	この省令は、平成十年一月一日から施行する。
1	この省令は、平成三年四月一日から施行する。	1	この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
2	この省令の施行前にした申請に係る手数料に関するは、なお従前の例による。	2	この省令の施行前にした申請に係る手数料に関するは、なお従前の例による。
附 則 (平成六年三月二九日運輸省令第九号)	この省令は、平成六年四月一日から施行する。	附 則 (平成一二年一月二九日運輸省令第三九号)	この省令は、平成十二年一月二九日運輸省令第三九号の施行期日
1	この省令は、平成六年三月三〇日運輸省令第一号(平成六年三月三〇日運輸省令第一号)の施行期日	1	この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
附 則 (平成六年三月三〇日運輸省令第一号)	この省令は、平成六年四月一日から施行する。	附 則 (平成一二年一月二九日運輸省令第三九号)	この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
附 則 (平成六年九月三〇日運輸省令第二号)	この省令は、平成六年四月一日から施行する。	附 則 (平成一二年一月二九日運輸省令第三九号)	この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
附 則 (平成六年九月三〇日運輸省令第二号)	この省令は、行政手続法の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。	附 則 (平成一二年一月二九日運輸省令第三九号)	この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
附 則 (平成六年九月三〇日運輸省令第二号)	(聴聞に関する規定の整備に伴う経過措置)	附 則 (平成一二年一月二九日運輸省令第三九号)	この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
第三条 この省令の施行前に運輸省令の規定により行われた聴聞、聽問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この省令による改正後の関係省令の相关规定により行われたものとみなす。	この省令は、平成十四年三月三十一日から施行する。	附 則 (平成一二年一月二九日運輸省令第三九号)	この省令は、平成十四年三月三十一日から施行する。
附 則 (平成七年三月二七日運輸省令第二〇号)	この省令は、平成七年四月一日から施行する。	附 則 (平成一二年一月二九日運輸省令第三九号)	この省令は、平成十五年三月三十一日から施行する。
附 則 (平成一二年一月二九日運輸省令第三九号)	この省令は、公布の日から施行する。	附 則 (平成一二年一月二九日運輸省令第三九号)	この省令は、平成十五年三月三十一日から施行する。

附則（平成一六年一二月一日国土交通省令第六号）

附 則 (平成一六年一二月二日国土交通省令第九六号)
第一條 (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一八年七月一四日国土交通省令第七八号)
(施行期日)
第一条 この省令は、運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
(動力車操縦者運転免許に関する省令の一部改正に伴う経過措置)
第七条 この省令の施行の際現に公共団体の鉄道の動力を有する車両を操縦する業務に従事している者(当該業務に従事していた者であつて、その業務から離れて三年を経過していないものを含む。)は、この省令による改正後の動力車操縦者運転免許に関する省令(以下「新動力車操縦者運転免許に関する省令」という。)第三条第一項の規定にかかるわらず、施行日から起算して三月を経過するまでの間は、同項の運転免許を受けないで、当該車両に対応する動力車を操縦することができる。
前項に規定する者については、同項に規定する日までは、新動力車操縦者運転免許に関する省令第九条の規定にかかるわらず、同令第八条第一項各号に掲げる試験を免除する。
3 この省令の施行の際現に公共団体の鉄道の動力を有する車両の操縦に関する講習を行なう施設において講習課程を修了している者(この省令の施行の際現に当該課程を履修中の者であつてこの省令の施行後に当該課程を修了したものと含む。)は、新動力車操縦者運転免許に関する省令第九条第一項第一号に規定する講習課程を修了した者とみなす。
附 則 (平成二一年一一月二日国土交通省令第六三号)
(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この省令の施行前にこの省令による改正前の動力車操縦者運転免許に関する省令第五条第一項の規定により地方運輸局長に対してされた申請に係る処分については、なお従前の例による。

1 (施行期日) この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 (経過措置) この省令の施行の際現に運転免許を受けてい る者の有する運転免許証は、この省令による改 正後の動力車操縦者運転免許に関する省令第三 条第四項の規定及び第一号様式にかかわらず、 この省令の施行後も、なお有効とする。

附 則 (平成二十九年九月二九日国土交通 省令第五六号)

この省令は、学校教育法の一部を改正する法 律の施行の日（平成三十一年四月一日）から施 行する。

附 則 (平成三〇年一二月二十五日国土交 通省令第八九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日国土交通省 令第二〇号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正 する法律の施行の日（令和元年七月一日）から 施行する。

附 則 (令和元年一二月一六日国土交通 (施行期日) 省令第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による 行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに 行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政 手続等における情報通信の技術の利用に関する 法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和 元年十二月十六日）から施行する。

附 則 (令和二年一二月二三日国土交通 省令第九八号)

1 (施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行す る。

2 (経過措置)

この省令の施行の際現にあるこの省令による 改正前の様式による用紙は、当分の間、これを 取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和四年一月一八日国土交通省 令第七号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、令和五年一月二十八日から施行 する。

別表一（第四条関係）

別表一（第六条 第八条の一関係）

1

第一種磁気誘導式電気車運転免許又は第一種磁気誘導式電気車運転免許又は第一種磁気誘導式内燃車運転免許又は第一種磁気誘導式内燃車運転免許を受けている者であつて、甲種の運転免許を受けている者であつて、甲種の運転免許を受けようとするもののうち前欄に掲げるものの以外のもの	新幹線電気車運転免許を受けて身 いる者であつて、甲種又は乙種の運転免許を受けようとするもののうち前欄に掲げるもの以外のもの	新幹線電気車運転免許を受けて身 いる者であつて、甲種又は乙種の運転免許を受けようとするものうち前欄に掲げるもの以外のもの	新幹線電気車運転免許を受けて身 いる者であつて、甲種又は乙種の運転免許を受けようとするものうち前欄に掲げるもの以外のもの
査 査 査 査	令 する るもの の	す る るもの の	機 能 及 る に び 構 力 う 試

別表五 (第二十二条関係)		第九条に掲げる者		第四号第一項		第四号第二項		第四号第三項		第四号第四項	
運転手数料	の種類	料手数料	の種類	運転手数料	の種類	運転手数料	の種類	運転手数料	の種類	運転手数料	の種類
運転手数料再交付を受ける者	免許証の全部を交付する者	免許証の全部を試験される者	免許証の全部を免除されない者	免許証の全部を免除される者	免許証の全部を試験される者	免許証の全部を免除されない者	免許証の全部を免除される者	免許証の全部を免除されない者	免許証の全部を免除される者	免許証の全部を免除されない者	免許証の全部を免除される者
二千五百円	二万二千百円	二万二千百円	二万二千百円	二万二千百円	二万二千百円	二万二千百円	二万二千百円	二万二千百円	二万二千百円	二万二千百円	二万二千百円

第一号様式（第三条関係）

This form is a template for the application for a second-class driver's license. It includes fields for personal information, medical examination results, and a signature area.

This form is a template for the medical examination results section of the application. It includes fields for various medical conditions and a signature area.

This form is a template for the application for a second-class driver's license. It includes fields for personal information, medical examination results, and a signature area.

This form is a template for the application for a second-class driver's license. It includes fields for personal information, medical examination results, and a signature area.

第一号の二様式（第五条関係）

第一号様式（第十二条関係）

第三号様式（第十三条関係）